



令和5年12月8日
海事局
海洋・環境政策課

第2回「船舶におけるバイオ燃料の利用に関する調査検討委員会」の開催 ～バイオ燃料の取扱いに関するガイドラインの改定案について議論します～

国土交通省は、12月12日（火）に、「船舶におけるバイオ燃料の利用に関する調査検討委員会」の第2回会合を開催します。

我が国では、2050年カーボンニュートラルに向けて、あらゆる分野において、これまで以上に省エネ・省CO₂に向けた取組の強化を図っています。

船舶においてバイオ燃料は、現在使用しているディーゼル機関をそのまま又は小規模な改造を行うことで使用することができ、CO₂排出削減を図ることができることから、既存船における省CO₂対策の一つの候補と考えています。

そのため、昨年度に、バイオ燃料の取扱いに関して明らかになった点について「船舶におけるバイオ燃料の取り扱いに関するガイドライン」としてとりまとめ、公表いたしました。今年度においても、長期保管後のバイオ燃料の品質変化等の追加の技術実証やバイオ燃料の供給可能性等を調査し、年度内までにガイドラインの見直しを行い、ユーザーが安心して利用できる環境の構築に向けて取り組むため、有識者・内航海運事業者をはじめとする業界関係者からなる「船舶におけるバイオ燃料の利用に関する調査検討委員会」を立ち上げました。

今般開催する第2回検討会では、船舶におけるバイオ燃料の供給可能性や陸上・海上試験結果を踏まえ、ガイドラインの改定内容について議論します。

記

1. 日時 令和5年12月12日（火）10:00～12:00
2. 場所 AP新橋 Fルーム
3. 委員 別紙のとおり
4. 主な議事
 - ・船舶におけるバイオ燃料の供給可能性に関する調査の結果
 - ・陸上・海上試験の結果
 - ・ガイドラインの改定について
5. 取材等 本検討会は、報道関係者を対象に冒頭のみ撮影が可能です。
ただし、冒頭以降の議事に関しては、傍聴および撮影はできません。撮影を希望される方は12月11日（月）12時までに下記メールアドレスへ必要事項（ご所属、お名前、ご連絡先電話番号）をご連絡ください。
hqt-biofuel-guidelines★gxb.mlit.go.jp（「★」を「@」に置き換えてください。）

なお、本検討会の資料及び議事概要については、後日、国土交通省のウェブサイトに掲載する予定です。

【問い合わせ先】

海事局 海洋・環境政策課 宮岡、阪井

TEL：03-5253-8111（内線43-952、43-953）、03-5253-8614（直通）